

名古屋市立大学寄附講座及び寄附研究部門設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の設置運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附講座等の目的)

第2条 寄附講座等は、学術研究の奨励又は奨学を目的とする民間等からの寄附金を有効に活用して設置運営し、本学の主体性の下に教育研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

(一部改正 令和5年達第23号)

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 本学において分野等において行われる教育研究を実施する組織で、民間等からの寄附金により当該組織の教育研究の実施に伴う諸経費を支弁するものをいう。
- (2) 寄附研究部門 本学の研究部門において行われる教育研究に相当するものを実施する組織で、民間等からの寄附金により当該組織の教育研究の実施に伴う諸経費を支弁するものをいう。
- (3) 部局 大学院研究科、学部及び高等教育院をいう。

(一部改正 令和5年達第23号、令和5年達第142号)

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等において行われる教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座等の名称について、寄附者から申し出のあった場合は、寄附者が明らかとなる名を前項の名称に付することができる。

(設置の申請)

第5条 部局の長は、寄附講座等の設置に係る寄附の申込みがあり、その申込みが本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めた場合は、当該部局の教授会又はそれに相当する機関（以下「教授会等」という。）の議を経て、その設置を理事長に申請するものとする。

- 2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 寄附講座（寄附研究部門）寄附申込書（第1号様式）
- (2) 寄附講座の概要（第2号様式）又は寄附研究部門の概要（第3号様式）
- (3) 担当予定者の履歴書（第4号様式）及び就任承諾書（第5号様式）

(一部改正 平成30年達第37号、平成31年達第63号、令和5年達第23号)

(設置)

第6条 理事長は、前条の申請があった場合は、役員会の議を経て、寄附講座等の設置を決定する。

(受諾)

第7条 理事長は、前条に規定する寄附講座等の設置を決定したときは、寄附講座等受入承諾書(第6号様式)を速やかに第5条第1項の規定による申請を行なった部局の長に送付のうえ、寄附申込者に対し寄附講座等受入受諾書(第7号様式)により通知するものとする。

(一部改正 平成31年達第63号、令和5年達第23号)

(存続期間等)

第8条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、寄附講座等の存続期間は、更新することを妨げない。

- 2 寄附講座等による教育研究の成果は、部局の定めるところにより、公表するものとする。
- 3 寄附講座等の内容等に重要な変更を加える場合及びその存続期間を更新する場合の手続は、前2条の例による。

(一部改正 平成31年達第63号、令和5年達第23号)

(寄附講座等の構成等)

第9条 寄附講座等は、教授又は准教授に相当する者1名以上及び准教授、講師、助教又は助手に相当する者1名以上の教員で構成する。ただし、理事長が特に認める場合には、教授、准教授、講師又は助教に相当する者1名以上で構成することができる。

- 2 前項の規定により置かれる寄附講座を担当する教員の名称はその者の専門経歴、学位又は研究業績並びに研究及び教授上の能力(以下「職位段階」という。)に応じ、寄附講座教授、寄附講座准教授、寄附講座講師、寄附講座助教及び寄附講座助手(以下「寄附講座教授等」という。)とし、寄附研究部門を担当する教員の名称はその者の職位段階に応じ、寄附研究部門教授、寄附研究部門准教授、寄附研究部門講師、寄附研究部門助教及び寄附研究部門助手(以下「寄附研究部門教授等」という。)とする。
- 3 寄附講座教授等及び寄附研究部門教授等(以下「寄附講座等教員」という。)の身分は、常勤又は非常勤の職員とし、常勤の職員には名称に「(常勤)」を付すものとする。
- 4 寄附講座等教員の選考は、専任の教員の選考に準じて行うものとする。
- 5 寄附講座等には、常勤又は非常勤の事務職員又は技術職員を置くことができる。

(一部改正)

平成19年達47号、平成21年達第84号、平成25年達第80号、令和5年達第23号)

(寄附講座等教員の職務)

第10条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、当該寄附講座等における教育研究の内容と異なる授業又は研究指導に協力することができる。

(経理等)

第11条 寄附講座等に係る経費の執行は、公立大学法人名古屋市立大学の予算の執行手続によるものとする。

2 寄附講座等における教育研究の実施に伴う経費は、受け入れた寄附金の金額の範囲内で支弁するものとする。

(経費の受入れ)

第12条 寄附講座等における教育研究の実施に伴う経費は、年度ごとに必要な経費を受け入れるものとする。

(客員教授等)

第13条 理事長は、寄附講座等教員に、客員教授、客員准教授又は客員講師の称号を付与することができる。

2 前項の称号の付与の手続については、名古屋市立大学客員教授等の称号の付与に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第108号）を準用する。

(一部改正 平成19年達第47号、令和5年達第23号)

(教授会等への出席)

第14条 教授会等が必要と認めたときは、寄附講座等教員は、教授会等その他の部局の運営機関に出席し、意見を述べることができる。

(一部改正 平成31年達第63号、令和5年達第23号)

(特許等の取扱い)

第15条 寄附講座等教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）の定めるところによる。

(一部改正 令和5年達第23号)

(委任)

第16条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から適用する。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 改正前の本規程の規定による寄附講座助教授又は寄附研究部門助教授の申請その他の行為は、寄附講座准教授又は寄附研究部門准教授の申請その他の行為とみなす。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第84号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第80号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第37号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の発布の際、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学達で定める様式による用紙で、現に作成されているものは、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学達の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の発布の際、この規程による改正前の名古屋市立大学寄附講座及び寄附研究部門設置規程で定める様式による用紙で、現に作成されているものは、この規程による改正後の名古屋市立大学寄附講座及び寄附研究部門設置規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第142号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和8年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の各規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

